

令和6年1月～

精神障害者保健福祉手帳

障害年金等のマイナンバー照会が始まります

精神障害者保健福祉手帳の申請の際、本来は診断書の提出が必要なところ、**精神障害を支給事由とする障害年金または特別障害給付金**(以下、障害年金等)を受給している方はその受給確認をすることで診断書を提出することなく審査を受けることができます。



障害年金等の受給確認について、これまでは市こころの健康相談センターが紙で必要箇所に照会を行っていましたが、国からの通知によりマイナンバーを使って照会を行うことになりました。

マイナンバー照会の場合、原則年金証書等の写しの提出は不要となっておりますが、照会先(どこから年金をもらっているか)の誤りがあると手続きに大幅な遅れが発生してしまうので、確認のため引き続き提出のご協力をお願いいたします。

- ◆マイナンバーを使って照会をした結果、エラーになった場合は、市こころの健康相談センターからお手紙が届きますので、必ず中をご確認ください。
- ◆エラーになる主な理由は「支給停止」「障害年金ではない」「病名が精神手帳の対象ではない」などです。場合によっては改めて精神手帳用診断書を取り直していただく等のケースがあります。
- ◆エラーになってしまうと手帳の交付までに時間がかかったり、手帳の交付ができない(不承認)場合もあります。

横浜市こころの健康相談センター
精神障害者保健福祉手帳担当
電話 045-671-4455
(平日:8時45分～17時15分)